

第2回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日(月) 午前9時00分から午前9時45分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	11	奥村 喜美子
委員	2	中島 準一	委員	12	寺田 勝典
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	6	福野 憲二	委員	15	林田 清光
委員	7	森地 良彦	委員	16	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	17	山川 芳範

5. 欠席委員 議席 5番 中本 芳美 委員

6. 議長 議席19番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席 3番 緩利 哲治 委員
議席 4番 曾我 秀美 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第9号 農用地利用集積計画の決定について

○議案第10号 令和5年度農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告

6) 報告事項

○湖国女性農業・推進委員協議会報告

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

局次長 村田 浩司

係長 澤田 均

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局次長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席5番中本芳美委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席3番緩利哲治委員と、議席4番曾我秀美委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号39については、整理番号40と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、整理番号39、整理番号40について説明します。議案書は2ページ、調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請農地は譲渡人の居所近隣地であり、譲受人とで土地交換による所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて果樹の栽培を行う予定です。
続きまして、整理番号40番について説明します。参考図は同様に1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請農地は譲渡人の居所近隣地であり、譲受人とで土地交換による所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号39および整理番号40については、議席19番、私、伴が説明をいたします。

担当農委 整理番号39と整理番号40は、同地域で、親の代から今まで交換した状態で、長年耕作を続けておられました。今回、譲受人同士が話し合いをし、現状の耕作状況に即した形で手続きをするほうがよいと判断され、この度3条申請を提出

されました。引き続き耕作されます。周辺農地への影響はないと考え、許可と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号4 澤田推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗読させます。

事 務 局 この申請は、譲受人と譲渡人とで合意のものの交換であり、また集落が進める農地利用の最適化の推進には問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号39について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号39については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号40について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号40については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号41について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号41について説明します。参考図は3ページ、4ページです。参考図東側が農業振興地域内の白地農地、西側が農業振興地域内の青地農地です。

高齢により耕作継続が難しくなり、農業の縮小を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請さ

れました。譲受人は、現在耕作中の農地にほど近い申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 3条調書、整理番号41については、議席4番曾我委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番曾我です。

8月8日に小倉推進委員とで現地確認を行い、申請者から申請理由を聞き取りました。

譲受人は、調書のとおり69アールを経営し、また地域の担い手として活躍をされています。申請地は、譲受人の父が50年前から水稻を栽培され、亡くなった後も譲受人が続き水稻栽培を継続されていることから許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号12小倉推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号12小倉です。

現地確認を曾我農業委員と行い、特に問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号41について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号41については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号42について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号42について説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域外の白地農地です。
- 遠方に居住しており、農地の処分を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を検討していた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は当該農地近くに居住しており、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。
- 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議長 3条調書、整理番号42については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号12番寺田です。
- 譲渡人は、平成14年頃、この申請地の住人でしたが、財産を全部処分し、県外へ引っ越しされました。その時に、この農地も譲受人に売買され、仮登記はされております。その間20数年間、譲受人が保全管理をきっちりとされておりました。今回の申請の許可後は、来年度より水稻作付けするということでありませぬ。
- 私の地元でもあり、今後もしっかりと確認はしていきたいと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 続いて、区域番号42城推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号42城です。
- 事務局並びに農業委員の説明のとおりで、農地利用最適化の推進に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号42について採決いたします。
- 賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号42については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号43について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号43について説明します。調書は4ページ、参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

高齢により耕作継続が難しくなり、財産整理をする必要があることから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲渡人と譲受人は親族関係にあり、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号43については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。

譲渡人は、高齢でまだまだ元気な方ですが、今しっかりしている間に実の娘に贈与の形で相続させたいとのこと。譲受人である娘さんは、農繁期にはしっかりと農作業をされておられますし、今後についても、機械に乗ることもできますし、間違いのないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号42城推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号42城です。

事務局並びに寺田農業委員の説明のとおりであり、農地利用最適化推進には支障ありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号43について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号43については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号44について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号44について説明します。参考図は9ページから11ページです。参考図北側が非線引き都市計画区域の白地農地、南側が青地農地です。
申請地の一部は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について従兄弟にあたる譲受人と合意し申請されました。譲受人は将来農業に従事したいと考えているものの、自身は農業経験がないため、申請地近隣に在住し農業経験のある兄の指導・支援を受けて農業に従事し、野菜の栽培を行う予定です。
なお、南側854番は国道で分断されているものの1筆の土地であるため、分筆をすることについて、代理人から道路を管轄する甲賀土木事務所および法務局に協議をされました。結果、当該地は公図混乱地域であり、測量図面はあるものの現時点で個別の分筆登記が困難とのことでした。以上から調書には測量された「道路部分460.69㎡を含む」として表記をしております。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号44については、議席14番植西委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号14番植西です。
8月6日に西尾推進委員とで現地確認を行いました。申請内容については、事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号43西尾推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号43西尾です。
8月6日に、植西農業委員と現地確認行いました。特に補足説明はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号44について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号44については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号45について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号45について説明します。参考図は12ページ、13ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地は不耕作であり、高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地の隣接居住者であり、申請地にて果樹の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号45については、議席14番植西委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号14番植西です。

譲渡人は高齢で、農作業ができないこと、また子どもも市外にお住まいで、たまに帰ってきては草刈等されていましたが、なかなか管理が難しく譲受人を探しておられたところ、隣接地の茶業されている人が果樹の栽培を行いたいとのことで売買の合意に至りました。

このままでは遊休農地化していくような状況でしたが、譲受人が申請地の管理をされるとのことで何ら問題ないと判断します。

8月10日に、関谷推進委員と現場を確認しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号45関谷推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号45関谷です。

申請地において譲受人は茶以外にも果樹の栽培を希望されておられます。現地

確認も行い、農地利用最適化には支障ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号45について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号45については、許可とすることに決定いたします。
議案第7号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。4条調書、整理番号12について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第8号、整理番号12について説明します。調書は6ページ、参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を住宅敷地にするための申請です。計画によると、これまで居住してきた住宅の隣接農地について、住宅敷地として一体利用として利用されます。新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　4条調書、整理番号12については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号3番緩利です。

申請地は、過去4、50年前ごろ、農地を埋め、宅地にして家を建てておられました。私が知りえる範囲の中では、もうすでに農地ではなく雑種地のように砂利を轆かれておりました。申請者の住所は市外になっていますが、これは以前に

この地でお住まいであった土地と家になります。現在は、お住まいではなく、所有されているのみです。顛末案件ですが、今後のことも考え、宅地化しておくという申請です。

元からここはすでに数十年前から農地としては活用されておられません。また、周辺に農地もなく、被害が出る心配も全くありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号24緩利推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号24緩利です。
事務局並びに農業委員の説明のとおりで、土地調査士からも話を聞きました。特に補足はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号12について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号12については、許可とすることに決定いたします。
議案第8号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号について説明します。
今月の決定は3件です。8ページの利用権設定総括表をご覧ください。賃貸借権の設定の面積は1万63平方メートルです。
借り手、貸し手と農地の所在、面積、期間等は、9ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手の農地台帳による経営状況は10ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第9号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第9号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第9号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第10号「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案にかかる意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第10号について説明します。
農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。

この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

12ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）の農地の所在、期間等は記載のとおりで、使用貸借の設定面積は、合計9,587平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、13ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第10号について採決いたします。
「農用地利用集積等促進の計画案」に関して「意見なし」として意見を付すことに賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第10号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。
議案第10号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。

事 務 局 報告します。調書は14ページから16ページ、参考図は17ページから20ページです。
今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が3件、農地法施行規則第29条の届出が1件、です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 これで、審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
湖国女性農業・推進委員協議会について、今井副会長、報告をお願いします。

副 会 長 第27回湖国女性農業・推進委員協議会定期総会および学習会（8月24日）

議 長 続きまして、事務局報告事項について、事務局から順次説明をお願いします。

事 務 局 ・農地パトロール結果
・経過と予定

・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告

議 長 報告事項は以上です。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。